

FASB の信用損失基準 に対する最近の修正

No. US2019-06
May 23, 2019

目次:

予想信用損失の見積りにおける「回収」の考慮.....	2
CECL の選択と未収利息に関する実務上の便法.....	3
分類間またはカテゴリ間の振替.....	4
CECL で考慮される契約期間の明確化.....	5
組成年度別開示における償却原価の表示.....	6
再保険の回収可能額.....	6
割引率の決定における期限前消却の考慮.....	6
変動利付金融商品の金利環境の予測.....	7
信用損失ガイダンスのその他の修正.....	7

要約

米国財務会計基準審議会 (FASB) は、信用損失、ヘッジおよび認識及び測定の新基準に対する修正を公表しました。本 In depth では、新たな信用損失基準に対する FASB の修正を取り上げています。これらの修正の一部は、新基準の適用の取組みに重要な影響を与える可能性があります。

FASB は、2019 年 4 月 25 日、会計基準アップデート (ASU) 2019-04「金融商品—信用損失 (Topic 326)、デリバティブ及びヘッジ (Topic 815)、金融商品 (Topic 825) に対する会計コード化体系の改善」を公表しました。

ASU2019-04 は、以下の ASU によって当初に導入または修正されたガイダンスの修正を行っています。

- ASU2016-13「金融商品—信用損失 (Topic326):金融商品に係る信用失の測定」
- ASU2017-12「デリバティブ及びヘッジ (Topic815):ヘッジ活動の会計処理の特定項目を対象とした改善」
- ASU2016-01「金融商品—全般 (Subtopic825-10):金融資産及び金融負債の認識及び測定」

本 In depth では、信用損失のガイダンスに対して行われた重要な修正を取り上げます。[ヘッジのガイダンス](#)および[認識及び測定のガイダンス](#)の改善に関する詳細については、各テーマの PwC In depth をご参照ください。

信用損失基準は、米国証券取引委員会 (SEC) ファイリング企業の定義を満たす 12 月決算の公開事業会社 (public business entities: PBE) について 2020 年に発効します。SEC ファイリング企業の定義を満たさない PBE には 1 年の猶予があり、その他のすべての企業 (すなわち、特定の非営利企業および従業員給付制度を含む PBE 以外の企業) については、さらに 2 年の猶予があります。早期適用も認められています。

ASU2016-13 をまだ適用していない企業は、ASU2019-04 における信用損失に関連する会計コード化体系の改善を、ASU2016-13 の適用と同時に適用しなければなりません。ASU2016-13 の早期適用を選択している企業について、12 月決算企業の場合、ASU2019-04 の発効日は 2020 年 1 月 1 日となりますが、早期適用も認められています。

予想信用損失の見積りにおける「回収」の考慮

会計基準コード化体系(ASC)326-20は、金融資産が回収不能とみなされた時点で現在予想信用損失(CECL: current expected credit loss)モデルの対象となる金融資産の償却原価ベースの全部または一部を直接償却することを要求しています。ASU2019-04の公表前のASC326-20では、過去に直接償却された金融資産について予想される現金またはその他の回収方法による「回収(recoveries)」はその受領時に計上しなければならないと定めていました。

利害関係者からのフィードバックの結果、FASBは、ASC326-20を修正し、個々の金融資産または金融資産プールの貸倒引当金の見積時に「回収」を考慮しなければならないことを明確にしました。引当金の設定にあたり考慮すべき、過去に直接償却したまたは直接償却が予想される金融資産に関して予想される「回収」の金額は、企業が過去に直接償却した金額および直接償却が予想される金額の合計を超えてはなりません。さらに、ガイダンスの修正により、予想される「回収」を引当金に含めることは、個々の金融資産または金融資産プールに「負の引当金」をもたらす可能性があることが明確化されました。

また、ASU2019-04は、担保に依存する実務上の便法を利用する担保付金融資産の場合や、ガイダンスが信用損失の測定を担保の公正価値に基づいて行うことを要求する(すなわち、差し押さえが行われる可能性が非常に高い)場合にも、「負の引当金」が生じる可能性があることを明確化しました。例えば、企業が過去に、担保の差し押さえが行われる可能性が非常に高く、資産を担保の公正価値に基づいて直接償却を決定し、その後の期間において、担保の公正価値が増加した場合を想定します。この場合、修正後のガイダンスはこの「回収」を認識することを要求しているため、負の引当金が生じる可能性があります。

負の引当金の存在を認める修正後のガイダンスは、ASC326-30に基づく売却可能(AFS)負債証券には適用されません。信用悪化が生じた状態で購入した金融資産について、負の引当金が許容されるかどうかは明確ではありません。PwCは、FASBがこれらのトピックに関するリサーチを進めることを期待しています。

予想される「回収」の見積りを含める要求事項により、一部の企業は実務を変更しなければならない可能性があります。これには、財務報告に関する新たなプロセス、手順および内部統制が必要になるかもしれません。

PwCは、企業が予想信用損失の算定で考慮すべき、予想される「回収」の種類には、以下の見積りが含まれると考えます。

- 借手から受け取る現金
- 債務不履行が生じた場合に利用可能となる担保の清算による収入
- 債務不履行が生じた金融資産の売却による収入(このような債務不履行が生じた金融資産の売却が、企業の信用損失軽減戦略に含まれる場合)
- 別個の契約とはみなされない信用補完を通じた「回収」

予想される「回収」には、債務不履行が生じた資産に関する損失軽減戦略に含まれない、正常な(performing)金融資産の売却による収入を含めるべきではありません。

CECLの選択と未収利息に関する実務上の便法

ASC326-20(CECLのガイダンス)およびASC326-30(AFS負債証券の信用損失に関する新しいガイダンス)は、資産の償却原価ベースの定義に、発生計上した未収利息を含めています。その結果、ASU2019-04の公表以前のこれらのガイダンスは、以下のことを要求していました。

- 未収利息を、償却原価ベースの他の要素(例えば、額面金額、額面または未払元本残高からのプレミアムおよびディスカウント)と同じ貸借対照表の表示科目に表示する。
- 予想信用損失の引当金の決定において未収利息を考慮する。
- 未収利息に関連する信用損失の変動を信用損失費用または信用損失費用の戻入れとして報告する。

多くの企業は、資産を「利息不計上」のステータスに置くための方針を定めています。これは、企業が不良債権(non-performing assets)について利息の計上を中止することを意味します。また、多くの企業は、資産が利息不計上のステータスに置かれた日付までに発生した利息を戻し入れるか直接償却しています。一部の企業は、この戻入れ(またはその一部)を損益計算書において利息収益の減額として報告しています。さらに、貸借対照表の報告目的のために、多くの企業は未収利息債権を、償却原価の他の要素とは別の財務諸表の表示科目に表示しています。

ASU2019-04は、企業に、未収利息に関連する様々な選択肢を設けています。これらの選択のそれぞれは、個別に検討する必要があります。また、企業は、その選択を開示しなければなりません。

CECL対象資産

ASC326-20の範囲に含まれる金融資産(例えば、貸付金および満期保有の負債証券)について、本修正は、企業が以下を行うことを認めています。

- 未収利息債権残高について予想される信用損失を、償却原価ベースの他の構成要素について予想される信用損失とは別に見積ることができる。
- 未収利息を償却する場合に、利息収益の戻し入れとするか、信用損失費用として認識するか(またはその組み合わせ)の会計方針の選択ができる。この会計方針の選択は、金融債権のクラスまたは主な有価証券の種類レベルで行わなければならない。また、この選択を償却原価ベースの他の構成要素に類推適用することはできない。この会計方針の選択は開示が要求されており、利息収益の戻し入れがあれば、ポートフォリオのセグメント別または主な有価証券の種類別で開示しなければならない。
- 未収利息債権の残高(関連する貸倒引当金を控除)を、償却原価ベースの他の要素とは別の表示科目で貸借対照表上に表示する会計方針の選択ができる。企業がこの選択を行い、未収利息の金額(関連する貸倒引当金を控除)が独立の科目で表示されていない場合、これらの金額および当該金額が貸借対照表のどこに表示されているかを開示しなければならない。
- 実務上の便法として、ASC326-20-50-4からASC326-20-50-22までの償却原価ベースの開示から未収利息を除外することができる。企業がこれらの開示から未収利息を除外する場合、除外した未収利息の合計金額を開示しなければならない。
- 企業が回収不能な未収利息債権の残高を適時に直接償却する場合、未収利息に関して貸倒引当金の測定を行わない会計方針の選択ができる。この会計方針の選択

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

は、金融債権のクラスまたは主な有価証券の種類レベルで行わなければならない、これには企業が適時と考える期間も含めて開示しなければならない。このガイダンスを償却原価ベースの他の構成要素に類推適用することはできない。

ASU2019-04は、何が「適時」とみなされるかを定義していません。これは、企業、ポートフォリオ、業種の実務で異なる可能性があります。支払期限を90日超えた場合の未収利息の金額の直接償却は、米国の銀行規制当局が公表しているガイダンスに従った特定業種における資産の現行実務と整合する可能性がある、PwCは考えています。企業は、判断を用い、ポートフォリオの特定の事実および状況を考慮して、どの期間が適時とみなされるかを決定しなければなりません。

企業が、ASU2019-04の適用時に、未収利息債権を回収不能とみなし直接償却する時期を決定するための会計方針を策定または修正する場合、ASUの経過措置は、当該会計方針の変更を、ASU2016-13が適用される期間の期首剰余金に対する累積的影響額の調整として、修正遡及ベースで適用することを要求しています。

売却可能負債証券

売却可能(AFS: available-for-sale)負債証券の減損の識別および測定のために公正価値と償却原価ベースの両方から未収利息を除外している企業に対して、ASU2019-04は、当該AFS負債証券の未収利息に関して、CECLの対象となる資産の未収利息と同様の選択を提供しています。

AFS負債証券の減損の識別および測定のために公正価値と償却原価ベースの両方に未収利息を含めている企業に対して、救済措置は提供されていません。

分類間またはカテゴリー間の振替

企業が予測可能な将来または満期もしくは支払日まで保有する意思と能力を有している貸付金は、不動産ローン(mortgage loan)の場合は、長期投資目的保有(held-for-long-term-investment)に、非不動産ローン(nonmortgage loan)の場合は、非売却目的保有(not-held-for-sale)に分類しなければなりません。これらの貸付金は償却原価ベースで測定され、CECLの適用範囲に含まれます。企業が売却の意思を有する貸付金は、売却目的保有(HFS: held-for-sale)に分類しなければなりません。HFS貸付金は、償却原価ベースまたは公正価値のいずれか低い価額で計上され、CECLの適用範囲には含まれません。HFS貸付金の公正価値が償却原価ベースを下回る場合、その差額は、評価性引当金を通じて純損益に計上されます。経営者の意思が変化した場合、貸付金は分類を振り替えなければなりません。

負債証券は、企業が当該証券を満期まで保有する積極的な意思と能力を有している場合にのみ、満期保有(HTM: held-to-maturity)に分類されます。HTM負債証券は償却原価で計上され、CECLの適用範囲に含まれます。AFS負債証券は公正価値で計上され、その変動はその他の包括利益(OCI)に計上され、また、独自のAFS減損モデルの対象となります。

ASU2019-04は、貸付金の分類間や負債証券のカテゴリー間で振り替える会計処理方法に関するガイダンスを修正しています。

貸付金の分類間の振替について、企業は、以下の処理を行わなければなりません。

- 分類変更前に適用していた会計モデルに基づいて、分類変更日までの貸付金を会計処理する。
- 貸付金が分類変更された日に、過去に貸付金に計上された貸倒引当金または評価性引当金を(収益を通じて)戻し入れる。
- 貸付金を償却原価ベースで新しい分類に分類変更/振り替える(これは、過去の直接

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

償却があれば減額後となるが、貸倒引当金は含まない)。

- HFSに分類変更された貸付金に対して評価性引当金が必要かどうか、また、非売却目的保有または長期投資目的保有に分類変更された貸付金に対して貸倒引当金が必要かどうかを判断する。

負債証券のカテゴリー間の振替について、企業は、以下の処理を行わなければなりません。

- 振替前に適用していた会計モデルに基づいて、振替日までの負債証券を会計処理する。
- 負債証券が振り替えられた日に、過去に負債証券に計上された貸倒引当金を(収益を通じて)戻し入れる。
- 負債証券をその償却原価ベースで新しいカテゴリーに分類変更/振り替える(これは、過去の直接償却があれば減額後となるが、貸倒引当金は含まない)。負債証券をAFSからHTMに振り替える場合、償却原価ベースは、その他の包括利益累積額(AOCI)に計上されている未実現保有利益または損失の残高分だけ増加または減少する。
- 貸倒引当金が必要かどうかを、HTMの負債証券はASC326-20に従って、AFSの負債証券はASC326-30に従って決定する。

負債証券をHTMからAFSに振り替える場合、企業は、振替日の負債証券の未実現損益をAOCIに計上しなければなりません(貸倒引当金に計上された金額は除く)。さらに、企業は、負債証券の振替が、HTMカテゴリーに留まる証券を満期まで保有する企業の意味と能力に疑問が生じるかどうか(すなわち、この振替がHTMポートフォリオを「汚染する」かどうか)を検討しなければなりません。

負債証券をAFSからHTMに振り替える場合、HTM負債証券の当初償却原価ベースには、AFS負債証券のAOCIで繰り延べられていた未実現損益が含まれます。これにより、振替時にHTM負債証券に関連するプレミアムまたはディスカウントが生じる可能性があり、これはASC310-20に従って利回りの調整として償却しなければなりません。さらに、企業は、振替日の未実現損益の残額を引き続きAOCIに計上し、HTM負債証券の残存期間にわたり利回りの調整として償却しなければなりません。AOCIに含まれるこれらの未実現損益の償却は、HTM負債証券のプレミアムまたはディスカウントの償却による利息収益の影響を相殺する可能性があります。

分類間で振替えられた貸付金およびカテゴリー間で振り替えられた負債証券について、評価性引当金および/または貸倒引当金の戻入れまたは設定による損益計算書上の影響額は、総額で表示しなければなりません。

CECLで考慮される契約期間の明確化

ASC326-20は、企業に対し、金融資産の契約期間にわたって予想信用損失を見積もることを要求しています。ガイダンスはまた、期限前償還を考慮すべきであると規定していますが、延長、更新、および条件変更は考慮すべきではないとしています(不良債権のリスクチャリングに関する合理的な期待は除く)。

ASU2019-04は、ASC326-20を修正し、金融資産の契約期間は、契約に含まれ、貸手が無条件に解約できない延長または更新オプション(ASC815に従ってデリバティブとして会計処理されるものを除く)を考慮すべきであることを明確にしています。これらの契約上の延長または更新は、借手の統制が及ばない条件に依存するか否かにかかわらず、これらの条件が貸手の統制が及ばない限りは考慮しなければなりません。

組成年度別開示における償却原価の表示

ASC326-20は、PBEに対し、金融債権および正味リース投資の償却原価を、信用度指標ごと、かつ組成年度(vintage)ごとに開示すること(これは「組成年度別開示」と呼ばれる)を要求しています。クレジット・カードのような与信枠契約は、適切な組成年度の決定が複雑になる可能性があるため、組成年度別に償却原価ベースを開示する要求事項が免除されています。その結果、ASC326-20では、与信枠契約の償却原価ベースは、当該開示において独立した「リボルビング・ローン」の列を設け、金融債権のクラス別の信用度指標ごとの開示のみが要求されています。

ASU2019-04は、企業に対し、金融債権の与信枠契約が(契約条件によりまたは条件変更により)タームローンに転換された場合、その償却原価ベースを、組成年度別開示表の独立した列にクラス別に表示することを要求するよう、ガイダンスを修正しました。この列は、企業が当該貸付金を組成年度別に開示することを要求していません。

再保険による回収可能額

ASU2019-04は、ASC944「金融サービス-保険」の範囲に含まれる保険取引から生じる再保険の回収可能額は、たとえそれらの再保険による回収可能額が正味現在価値ベースで測定されている場合であっても、CECL基準の範囲に含まれることを明確にしています。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、信用損失基準の範囲に含まれません。そのため、PwCの見解としては、企業が再保険による回収可能額に公正価値オプションを選択している場合、または、再保険契約が市場リスクの便益の定義を満たしており、ASU2018-12により公正価値で測定してその変動を純損益に計上することが要求される場合、これらの再保険の回収可能額はCECLの範囲に含まれないと考えます。

割引率の決定における期限前償還の考慮

ASC326-20-30-4に従って割引キャッシュ・フロー(DCF)法を使用する場合、企業は、期待キャッシュ・フローを金融資産の実効金利で割り引かなければなりません。実効金利とは、金融資産の内部収益率(すなわち、契約上の金利に、金融資産の組成または取得時に生じた正味繰延貸付報酬もしくはコスト、プレミアムまたはディスカウントがある場合にはこれらを調整したもの)です。

多くの場合、ASC310-20に基づいて決定された実効金利は、予想される期限前償還について調整されていません。しかし、ASC326-20に基づいて信用損失を見積る際に、企業は期限前償還の影響を考慮することが要求されています。

ASU2019-04は、ASC326-20の範囲に含まれる金融資産およびASC326-30の範囲に含まれるAFS負債証券にDCF法を使用する企業に対して、期待キャッシュ・フローの割引に使用する実効金利を、予想される期限前償還のタイミング(および、タイミングの変化)を考慮するために調整できる会計方針の選択を提供しています。この選択は、金融債権のクラスまたは主要な証券の種類レベルで行わなければなりません。企業は、金融資産が不良債権のリストラクチャリングで再編成されている場合には、期待キャッシュ・フローを割り引くために使用する実効金利を、キャッシュ・フローの予想されるタイミングの事後的な変化について調整することはできません。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

なお、企業が、変動利付金融商品の信用損失を見積るためにDCF法を用いる際に将来の金利環境を予測することを選択する場合には、キャッシュ・フローの割引に使用する実効金利を、期限前償還により生じる期待キャッシュ・フローのタイミング（および、タイミングの変化）について調整することが要求されます。この要求事項は、CECLモデルの対象となる金融商品（ASC326-20）およびAFS負債証券（ASC326-30）に適用されます（次の「変動利付金融商品の金利環境の予測」を参照）。

上記の会計方針の選択は、信用損失の見積りの目的上、期待将来キャッシュ・フローを割り引くために使用される割引率のみに関連します。この期限前償還について調整した実効金利の使用は、利息収益を認識するために用いられる実効金利には影響しません。利息収益は、ASC310-20に従って認識することが要求されています。ASU2019-04はこのガイダンスを修正していません。

変動利付金融商品の金利環境の予測

以前のASC326-20およびASC326-30は、将来キャッシュ・フローや割引目的で使用する実効金利を見積るために、金利環境を予測することを認めていませんでした。

FASBは、この禁止が、企業に貸倒引当金の決定に柔軟性を提供するFASBの意図と整合していないことを認めました。その結果、ASU2019-04は、DCF法を用いる企業が変動利付のASC326-20の対象となる金融資産およびASC326-30の対象となるAFS負債証券について期待キャッシュ・フローを見積るため、また、割引目的の実効金利を決定するために、将来の金利環境の予測を認めるよう、ガイダンスを修正しています。企業は、期待キャッシュ・フローの見積りと、そのような期待キャッシュ・フローの割引に用いられる実効金利の決定において、将来の金利環境に関する同様の予測または予想を用いることが要求されます。

また、修正後のガイダンスは、企業が期待キャッシュ・フローの見積りや割引に使用する実効金利の決定のために将来の金利を予測する場合、割引に使用される実効金利を、予想される期限前償還のタイミングについて調整する必要があると規定しています。FASBは、企業が将来の金利環境を予測することができれば、割引に用いる実効金利を予想される期限前償還について調整することもできるはずであると考えています。

将来の金利環境の予測に関するガイダンスは、変動利付金融商品の信用損失の見積り目的のみに適用されます。利息収益は、ASC310-20に従って認識する必要があり、これはASU2019-04によって修正されていません。

信用損失ガイダンスのその他の修正

ASU2019-04は、ASU2016-13におけるCECLモデルの特定の側面を明確にするために、その他のいくつかの修正を行いました。これらの修正には、以下が含まれます。

- 担保が差押えされる可能性が高いとき、または企業が担保に依存する実務上の便法の使用を選択するときのいずれかで、予想信用損失を測定するために担保の公正価値を用いる場合について、ASU2019-04は、企業が担保を売却する意思がある場合には担保の公正価値を売却コストの見積額について調整し、また当該売却コストの見積額は割り引かないことを明確にする修正を行っています。
- 企業は、CECLの対象となる債権の債務者に対する別の持分投資に持分法を適用した結果として、当該債権に損失を配分している場合があります。ASU2019-04は、ASC323に基づき持分法による損失を配分した後に、CECL引当金を見積ることを明確にしています。持分法による損失が投資の償却原価ベースを調整することから、当該損失は最初に配分されます。

© 2019 PwC. All rights reserved.

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.
This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。